津山市告示第１６号
令和８年４月１日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和４５年法律第１３７号)第６条の規定により策定した津山市一般廃棄物処理基本計画及び津山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成５年津山市条例第１７号)第９条の規定に基づき、令和８年度に津山市が行う一般廃棄物の処理に関する実施計画を定めたので、次のとおり告示する。

津山市長　　光　井　　聡

１　一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

(1) 対象範囲

対象範囲は、本市の行政区域全域とする。

(2) 計画人口

住基人口(R8.1.1)	93,627 人

(3) 総発生量の見込み

ごみ	28,220 ｔ／年
し尿，浄化槽汚泥	52,294 kl／年

(4) 処理計画量

ア ごみ

		計画量 (ｔ／年)
家庭系ごみ	可燃ごみ	11,918
	不燃ごみ	416
	プラスチック容器包装	605
	資源ごみ	1,232
	小型家電製品	5
	粗大ごみ	1,726
	小　計	15,902
事業系ごみ	可燃ごみ	11,217
	資源ごみ等	195
	粗大ごみ	58
	小　計	11,470
集団回収		848
合　計		28,220

イ し尿、浄化槽汚泥

	計画量 (kl／年)
し尿	14,070
浄化槽汚泥	38,224
合　計	52,294

2　一般廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項

(1) ごみのリサイクルの推進

項　　目	内　　容
① 集団回収・拠点回収等の推進	
■古紙リサイクルの推進	常設古紙回収ボックスへの排出を推進するとともに、子ども会やＰＴＡなど集団回収団体の育成を推進する。
■集団回収（廃品回収）の推進	「資源回収推進団体等報奨金制度」により、家庭系資源ごみの集団回収（廃品回収）を支援する。
■町内リサイクルの推進	「リサイクル推進事業報奨金制度」により、家庭系資源ごみ（缶、びん）のごみステーションへの排出を支援する。
■店頭回収・拠点回収の推進	店頭回収の回収場所や対象品目について情報提供や、店舗の負担となる不適正排出を防ぐための注意喚起を行うとともに、拠点回収の充実・拡大を図る。
■使用済み小型家電のリサイクルの推進	対象品目や回収場所等について情報提供を行い、利用者の拡大を推進する。
② 家庭系ごみの分別排出の推進	
■紙・布類の分別の推進	リサイクル可能なものは資源ごみとして排出するよう、出し方や回収場所等について普及啓発を行う。
■ごみ適正排出の推進	缶、びん、ペットボトル、プラスチック容器包装が可燃ごみや不燃ごみに混入して排出されないよう、適正排出の周知に取り組む。
■ごみ分別アプリの活用	ごみ分別アプリ「さんあ～る」の導入により、分別方法や収集日が検索可能となった。住民に「さんあ～る」の活用を呼びかける。
■集合住宅を対象とした分別対策	集合住宅の地点指導や、不動産管理会社を通じた収集日程表及び「ごみの分別・出し方ガイドブック」などの配布に取り組む。
■外国人を対象とした分別対策	外国語版の分別と出し方のポスターを作成･配付し、外国人住民への分別・適正排出の周知に取り組む。

項　　目	内　　容
③ 事業系ごみの資源化の推進	資源化事業者に関する情報提供を行うとともに、資源化ルート構築について検討し、資源化を推進する。
④ 事業系ごみの適正排出の推進	
■事業系ごみの分け方・出し方に関する情報発信	「事業系ごみの分け方・出し方」を活用し、分別・排出方法や事業者における３Ｒの具体的取組について情報発信を行う。
■津山圏域クリーンセンターにおけるごみの搬入点検	津山圏域資源循環施設組合及び津山圏域クリーンセンターの管理・運営会社と協力し、不適正廃棄物の搬入抑制に努める。

(2) ごみの発生抑制・再利用の推進

項　　目	内　　容
① 生ごみの減量化の推進	
■生ごみの水切りの推進	広報や出前講座等の機会を活用し、水切りの方法や意義、効果について、普及啓発を行う。
■生ごみ処理機・処理容器の普及推進	「生ごみ処理機設置事業補助金」及び「生ごみ処理容器設置事業補助金」を継続するとともに、広報及び啓発動画等も適宜活用し、生ごみ処理機・処理容器の普及を推進する。
② ライフスタイルの転換の推進	
■啓発番組の作成及びデジタル教材の制作	ごみの分別や３Ｒについて説明する啓発番組や小学生向けに作成したデジタル教材を作成することで、家庭内でごみについて話し合う機会をつくり、行動変容を促す。
■ごみとなるものを元から減らす意識の啓発	広報等を活用し、食品ロスの削減、食品廃棄物の抑制を啓発するとともに、マイバッグやマイボトルの持参、詰め替え商品の利用や簡易包装の選択といった取組を推進する。
③ 食品ロスの削減	住民・事業者・行政が連携・協働し食品ロスの発生抑制と削減に向けた普及啓発を進めていく。
④ 家庭ごみ有料指定袋制度の継続	家庭ごみ有料指定袋制度を継続することで、引き続き市民に対してごみ減量化やリサイクルに関する意識づけを図る。
⑤ リユース活動の支援	
■リサイクルプラザの活用	津山圏域クリーンセンターのリサイクルプラザについて、利用者の拡大を推進する。
■民間事業者のリユースの活用	リサイクルショップやフリーマーケット等に関する情報提供を行い、リユースの取組の浸透を推進する。
⑥ イベントごみの発生抑制	「ごみゼロイベント３原則」を推進するとともに、主催者に対してイベントごみの発生抑制・適正処理を啓発する。

(3) 住民・事業者・関係団体・行政の協働

項　　目	内　　容
① 住民・事業者・関係団体・行政の役割	市は、住民・事業者・関係団体との協働により、ごみの減量化・資源化の取組や、発生したごみの適正処理・処分に努める。
② 津山圏域資源循環施設組合との連携・協力	津山圏域資源循環施設組合と連携・協力し、津山圏域クリーンセンターにおける適正処理について広報・啓発を行う。
③ 広報やイベント等を活用した普及啓発	広報やごみゼロ新聞を中心とした情報発信を行い、３Ｒの取組に関する普及啓発を図る。
④ 出前講座・施設見学受入等の推進	ごみの分別や出し方に関する出前講座を行うとともに、津山圏域クリーンセンターでの施設見学や環境学習を推進する。
⑤ リサイクル推進委員との連携	各町内会から選出されたリサイクル推進委員を対象とした研修会を開催し、地域との連携を図る。

(4) 適正かつ安全・安心な廃棄物処理の推進

項　　目	内　　容
① 津山市一般廃棄物処理業者の許可の適正化	今後、現行の許可業者による適正な収集運搬が確保できるものと考えられることから、現状においては原則として新規許可は行わない。
② 既存施設の適正管理	津山市一般廃棄物最終処分場の適正管理に努める。
③ 不法投棄対策	啓発看板の設置や広報によって未然防止を図るとともに、早期発見、早期対策に向けて、市職員による定期的なパトロールを行う。
④ 災害時の廃棄物処理対策	「津山市災害廃棄物処理基本計画」に基づき、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、住民の生活環境の復旧・復興を推進する。
⑤ 廃家電、廃パソコンのリサイクルに関する普及啓発	関係機関と連携し、違法な回収業者を指導するとともに、各種法律で義務づけられている正しい排出方法に関する普及啓発を行う。
⑥ 適正処理困難物に対する対処方針	「岡山県適正処理困難指定廃棄物対策協議会」と連携し、適正処理を推進する。
⑦ 高齢者等排出困難者に対するごみ収集の推進	ごみステーションへのごみの排出が困難な世帯に対し、関係機関と連携を図りながら、戸別収集を行うなど利便性の向上を図る。

3　分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

(1) ごみ

ア 家庭から排出される一般廃棄物

家庭から排出されるごみは、「津山市一般廃棄物処理基本計画（令和８年３月策定)」に従い分別し、収集運搬については、別途定める津山市ごみ収集承諾事務取扱要領により実施する。一時的に多量に出す場合は、津山圏域クリーンセンターへ直接搬入または市が許可した許可業者に運搬を依頼する。

分別区分		収集区分	収集方法	収集頻度	排出方法
可燃ごみ		委託業者	ステーション回収	1～2回／週	指定ごみ袋
不燃ごみ				1回／月	指定ごみ袋
プラスチック容器包装				1～4回／月	指定ごみ袋
資源ごみ	缶類	委託業者	ステーション回収	1～3回／月	ごみステーションのカゴ
	びん類				ごみステーションのカゴ
	ペットボトル				ごみステーションのネット
	電池類、蛍光灯、水銀式体温計等				ごみステーションのカゴ
	古紙	―	拠点回収※1 ボックス回収※2 集団回収	―	―
	古着類		拠点回収※3 集団回収	―	―
小型家電製品		直営	ボックス回収※4	随時	―
粗大ごみ		委託業者	戸別収集※5	随時	事前に申し込み、支払った料金の領収書控えを貼付して家の外に排出

資源ごみについては、上記の方法以外に、拠点回収地点で随時収集を行う。

缶、びん、ペットボトル、電池類、蛍光灯、水銀式体温計等：マルイウエストランド津山店
缶、びん、ペットボトル：イオン津山店
缶、びん、電池類、蛍光灯、水銀式体温計等：イズミゆめマート、市役所駐車場南側
缶：天満屋ハピーズ東一宮店
電池類、蛍光灯、水銀式体温計等：カインズＦＣ津山店

※1　拠点回収(段ボール)　：津山市加茂支所・勝北支所・久米支所でのボックス回収
※2　ボックス回収(古紙)　：イオン津山店、津山市加茂支所・勝北支所・久米支所
※3　拠点回収(古着類)　：津山市加茂支所・勝北支所・久米支所でのボックス回収
※4　ボックス回収(小型家電)：津山市役所本庁・各支所・出張所、イオン津山店、ヤマダデンキテックランド津山店、グリーンヒルズ津山「リージョンセンター」、ナンバホームセンター院庄店
※5　1回の戸別収集につき10個まで

イ 事業活動に伴って排出される一般廃棄物

事業活動に伴って排出される一般廃棄物は、排出者自らの責任において、適正に処理することを原則とするが、自ら処理できない場合は、排出者は、自ら廃棄物処理施設へ搬入するか、又は市が許可した許可業者に収集運搬を委託し、廃棄物処理施設で処理を行うものとする。

分別区分	収集区分	収集方法
可燃ごみ	許可業者 排出者	直接搬入

ウ 事業活動に伴って排出される資源ごみ、粗大ごみ

事業活動に伴って排出される資源ごみ、粗大ごみは、排出者自らの責任において、適正に処理することを原則とするが、自ら処理できない場合は、排出者は、自ら廃棄物処理施設へ搬入するか、又は市が許可した許可業者に収集運搬を委託し、廃棄物処理施設で処理を行うものとする。

なお、廃棄物処理施設で処理することができる資源ごみは、缶、びん、ペットボトル、蛍光管、乾電池のみ、粗大ごみは、家庭系粗大ごみと同等品もしくは類似品のみとする。

(2) し尿、浄化槽汚泥等

種　類	収集区分	収集方法
し尿	許可業者	戸別収集
浄化槽汚泥		

4　一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法（昭和５８年法律第４３号)、津山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、一般廃棄物を適正に収集、運搬、処理する。

	処理主体		
	収集運搬	中間処理	最終処分
ごみ	市（許可・委託）	津山圏域資源循環施設組合	
し尿，浄化槽汚泥	市（許可）	津山圏域衛生処理組合	

(2) 施設概要

ア 中間処理施設

施設名		津山圏域クリーンセンター
施設所管		津山圏域資源循環施設組合
所在地		津山市領家 1446 番地
建設年度		平成 24 年度～平成 27 年度
稼働開始		平成 28 年 3 月
熱回収施設	処理能力	128ｔ／日（64ｔ／日×2 炉）
	処理対象物	可燃ごみ
	燃焼設備	全連続ストーカ式焼却炉
	余熱利用	発電（施設内利用及び売電）
リサイクル施設	処理能力	38ｔ／日（1 日 5 時間運転）
	処理対象物	粗大ごみ、不燃ごみ、古紙類（古布類含む)、缶類、びん類、ペットボトル、プラスチック容器包装、蛍光灯、電池類等
	処理方式	磁力選別、粒度選別、風力選別、アルミ選別、手選別

イ 最終処分場

施設名		津山圏域クリーンセンター
施設所管		津山圏域資源循環施設組合
所在地		津山市領家1441番地１
建設年度		平成26年度～平成27年度
稼働開始		平成28年4月
埋立処分場	埋立面積	2,530m^2
	埋立容量	30,000m^3
	埋立対象物	不燃残渣、資源化不適物等
	埋立方法	サンドイッチ工法・準好気性埋立構造
浸出水処理施設	処理能力	6.0m^3／日
	処理方式	ｐＨ調整・消毒、下水道放流

ウ し尿処理施設

施設名	津山圏域衛生処理組合　汚泥再生処理センター
所在地	津山市川崎地内
供用開始	平成31年4月
処理能力	170KL/日（し尿29KL/日、浄化槽汚泥141KL /日）
処理方式	浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式

(3) 津山市一般廃棄物収集運搬業許可業者の許可方針

今後の事業系ごみ排出量は、既存の許可業者の積載能力及び運搬実績を上回る見込みはなく、現行の許可業者による適正な収集運搬が確保できるものと考えられることから、現状においては原則として新規許可は行わないものとする。

5　一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

(1) 津山圏域資源循環施設組合及び津山圏域衛生処理組合と連携・協力し、廃棄物処理施設の適正稼働に努める。

(2) 最終処分場及び浸出水処理施設の適正管理に努める。

6　その他一般廃棄物の処理に関し、市長が必要と認める事項

(1) 在宅医療に伴い家庭から排出される医療系一般廃棄物については、以下のとおり収集又は処理する。

ア 注射針等の鋭利な物は、医療機関などで回収し、感染性廃棄物として処理

イ ビニールパック類等の非鋭利な物は、可燃ごみとして収集し、処理

(2) 建設廃材、タイヤ、農薬、毒物、廃油、ガスボンベ、廃消火器、農機具、便器、大型金庫（耐火）、バイク（50cc 以上）、ホイールなどの車の部品、ピアノ、ドラム缶など、廃棄物処理施設で処理できない又は処理が困難な一般廃棄物は、取扱い業者などで処理する。

(3) 廃棄物処理施設に一般廃棄物を搬入する場合は、「津山市一般廃棄物処理基本計画」及び「津山圏域資源循環施設組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に従い分別するとともに、廃棄物処理施設職員の指示に従い施設の適切な管理･運営に協力する。